省エネ適合性判定の審査手数料について

令和３年４月　日田市建築住宅課指導審査係

〇建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建物の区分		省エネ性能の判断		複数建築物で性能向上計画の認定を受けた申請建築物以外の建築物（他の建築物）
		標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	
非住宅	300 ㎡未満	208,000 円	79,900 円	9,550 円
	300 ㎡以上　～　1,000 ㎡未満	262,000 円	102,000 円	16,000 円
	1,000 ㎡以上　～　2,000 ㎡未満	335,000 円	133,000 円	25,400 円
	2,000 ㎡以上　～　5,000 ㎡未満	478,000 円	216,000 円	73,900 円
	5,000 ㎡以上　～　10,000 ㎡未満	588,000 円	281,000 円	116,000 円
	10,000 ㎡以上　～　25,000 ㎡未満	696,000 円	338,000 円	147,000 円
	25,000 ㎡以上	793,000 円	396,000 円	183,000 円
計画変更申請（計画の根本的な変更）		判定手数料の１／２		
軽微な変更（ﾙｰﾄC）に関する証明書交付申請		判定手数料の１／２		

一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として市長が別に定めるもの（次に掲げるもの）を除く床面積で算定

・工場における生産エリア
・倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
・データセンタにおける電算機室
・大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
・その他市長が認めるもの

（その他）

・建築物の全てが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又は、モデル建物法で計算を行う際に対象となる室がない場合は、モデル建物法の 300 ㎡未満の手数料（79,900 円）を適用します。
・増改築工事において、既存部分の全部又は一部の仕様を精査し BEI を算出した場合（デフォルト値を使用しない場合）は、計算対象とした既存部分の床面積も手数料に加算します。

【参考】適合義務建築物の判定から手数料算定までの注意事項

適用除外建築物の確認

・建築物の用途、高い開放性等を確認。

⇩

適用義務建築物の確認
（非住宅 300 ㎡以上）

・規模の算定については、高い開放性を有する部分の床面積を除く。
・H29.3.31 以前の建築物を含む増改築は、増改築部分の非住宅部分と増改築後の非住宅部分の割合が 1/2 以上有しているか確認。
・住宅部分と非住宅部分の共用部分は床面積が多い部分の用途とする。

⇩

省エネ適合性判定
（手数料の算定）

・一次エネルギー消費量の算定対象としない部分の床面積を除く。
・建築物の全てが省エネ計算対象外の場合、又はモデル建物法で計算対象となる室屋がない場合は、モデル建物法 300 ㎡未満の手数料を適用する。
・既存部分を計算している場合（デフォルト値を使用しない場合）は、その計算部分の床面積を手数料に加算する。